

小児におけるがん遺伝子パネル検査後の患者申出療養に係る対応について

1. 現状

- 患者申出療養「マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療」については、がん遺伝子パネル検査後に既承認薬として流通している分子標的薬の適応外使用を希望するも、該当する臨床試験等がなく治療が受けられない患者からの申出に迅速に対応するため、複数のがん種や遺伝子異常に対応可能な療養として令和元年10月1日より適用開始となったところ。
- 令和2年2月13日開催の第20回患者申出療養評価会議において、現在実施中の患者申出療養の実施計画では対象外となる小児患者からの申出について、申出から治療開始までの期間を短縮する観点から、実施計画の変更について、申請医療機関である国立がん研究センター中央病院に予め検討を依頼することとした。

2. 医療機関からの回答について

- 今回、国立がん研究センター中央病院より、実施計画の変更の検討についての回答が提出された。

3. 今後の対応について

- 国立がん研究センター中央病院から回答された当該療養の実施計画の変更について、あらかじめ行うこととしてはどうか。
- なお、実施計画が変更された際には、その適切性・妥当性について、本会議でご審議いただくこととなる。